## 平成29年度決算に基づく 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業における資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告しましたので、次のとおり公表します。

## 〇平成29年度決算 健全化判断比率

(単位:%)

区分	中央市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	13.69	20.00
連結実質赤字比率	_	18.69	30.00
実質公債費比率	10.0	25. 0	35.0
将来負担比率	21.4	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であることから「一」と表示しています。 各比率がひとつでも基準以上である場合は、財政健全化計画又は財政再生計画の策定等が義務 付けられます。

## 〇平成29年度決算 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	中央市	経営健全化基準
上水道事業会計		20.0
簡易水道事業特別会計	-	20.0
下水道事業特別会計	_	20.0
農業集落排水事業特別会計	_	20.0

※資金不足比率は、資金剰余(黒字)であることから「一」と表示しています。 各比率が基準以上である場合は、経営健全化計画の策定等が義務付けられます。